#### 北海道消費者被害防止

# ネ ッ ト ワ ー ク ニ ュ ー ス No.9

[事務局] 北海道立消費生活センター http://www.do-syouhi-c.jp 〒 060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館西棟 TEL 011 - 221 - 0110 FAX 011-221-4210

## 高 齢 者 の 被 害 を 未 然 防 止 ! *---- 白老町と厚岸町のネットワークがお手柄 ------*

地域では現在8つのネットワーク設立されていますが、この度、高齢者の被害を 未然に防止した実績が白老町と厚岸町から報告されていますのでご紹介します。

白老町では、町内の金融協会や郵便局など27団体で被害防止の連携強化を始めた昨年11月と12月に高齢者を狙った振り込め詐欺が発生しましたが、金融機関や警察署の連携で未然に防止できたとのことです。また、厚岸町においても、今年3月に振り込め詐欺が発生し、その被害を金融機関との連携で防止できました。

これらの例は、地域における消費者被害防止ネットワークの必要性を認識させる 事例であるとともに、今後、各地域に一層拡大していくうえで喜ばしい報告です。

平成17年6月24日に音更町消費者被害防止ネットワークが設立されました。

## -------- 高齢者を狙う点検商法が社会問題化! --------

平成17年度に入って道立消費生活センター相談部には、排水管や床下などの点検商法による次々販売などの相談が高齢者を中心に多数寄せられています。本州でも、埼玉県で認知症の高齢の姉妹が16社ものリフォーム業者に次々と契約させられ、5千6百万円の被害にあっていたことが報道され、その後も千葉県で1人暮らしの認知症の高齢者が約1千5百万円の被害に遭っていたことが、屋根裏に設置された多数の換気扇の写真とともに紹介されていました。これらの相談は、道内でも判断能力が低下した高齢者を中心に年々増加の傾向にあります。

今年は架空請求や不当請求に代わって点検商法などによる高齢者など、弱い立場の人の被害が全国的な社会問題化しています。悪質商法の被害から高齢者などを守るために、町内ごとに悪質業者を監視する仕組みが必要となっています。

### 

ネットワークニュースを市町村の傘下の各団体に確実にお伝えください。 また、周知に当たりましては、団体内でニュースの内容を話題にしたり、 回覧したり、各ページの内容をそれぞれ必要に応じてA3の色紙に拡大コピーしポスターとして掲示するなど、ご活用をよろしくお願いいたします。

### 厳 重 注 意

## 排水管や床下などの点検商法に十分気を付けよう!

[被害発生年代:50歳以上]

[北海道立消費生活センターより]

「排水管や床下の点検」をうたい、不必要な高額で床下工事を次々と契約させる悪質な訪問販売のトラブルが50代以上に増加しています。

このトラブルは、年代が高齢になるほど増加しており、高額な工事を何度 も契約させられるため、支払い不能に陥り自己破産に追い込まれる例も見受 けられますので厳重な注意が必要です。

#### 事 例 ——

チャイムが鳴ったので出てみると、庭の汚水桝のフタが開けられ、排水管の洗浄 業者を騙る男性から排水管がつまっているため洗浄が必要と言われ依頼した。

終了後、高圧で洗浄したため床下で排水管が壊れていると困るので点検させて欲しいと言って床下に入り、床下が湿気っているため、このままでは家の土台が腐り2~3年で住めなくなるため床下換気扇と除湿工事が必要と言われてすぐ契約した。その後、再び工事後の点検と言って訪れ、トイレ工事も必要と言われ契約させられたが、支払いが多く生活ができないため解約したい。





#### 注意点:

突然、訪問があっても、戸を開ける前に訪問の目的を確認する。 排水管がつまっていると言われても、流れが悪くなければ洗浄の必要はない。 排水管がつまっていると言われたら、友人や隣の人にすぐ相談し確認する。 急いで契約を迫る業者とは契約しない。強引に契約させられたときはすぐ1 1 0 番。 業者を選ぶ場合は、信頼できる 2 社以上の業者から見積書をもらい業者を決める。 工事が終了していても、訪問販売の場合は契約日から8日以内であれはクーリング・オフで無条件で解約できます。

もし、8日が過ぎても、一人で悩まず相談窓口へ相談しましょう。

### 厳 重 警 戒

# 判断能力が不十分な人が狙われています!

~地域が協力しあって守りましょう~

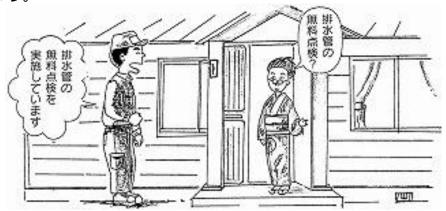
[北海道立消費生活センターより]

近年、認知症などで判断能力が衰えた高齢者や障害を持っている方を狙い 寝具類や健康食品、床下工事を次々と契約させる悪質な訪問販売などの相談 が増加しています。

これらの相談の特徴は、本人が相談してくることは希で、通常は、自宅を 訪れた家族や隣人、介護ヘルパーの人などが気付き、初めてわかることが多 いため、発見が遅れてしまう傾向にあります。

弱い立場にあるこれらの人を、悪質な訪問販売などの被害から守るためには、日頃から地域住民や団体が連携し声を掛け合うなど、地域ぐるみで守っていくことが必要となっています。

知らない人が町内を訪問して回っているときは、隣同士が声を掛け注意し あいましょう。



### 注意事項 ~~~~~~

知らない業者が町内を回っていたら、隣同士で注意しあいましょう。

高齢者宅などに訪問販売業者が訪問したことがわかったら直ぐ状況を聞きましょう。 日頃から悪質業者の手口を話題にして、互いに注意しあいましょう。

強引に契約させられた人がいたときは、すぐに市町村役場の消費者相談窓口や警察、 消費生活センターに相談しましょう。

訪問販売の商品の販売契約や工事が終了した契約であっても、契約日から8日以内はクーリング・オフで無条件解約ができます。

契約日から8日が過ぎていても、まず相談窓口に相談しましょう。

成年後見制度などの利用の検討も必要です。

# ATTENTION

# インターネットオークション詐欺に注意!

~ ネットオークション詐欺の被害が増加しています~

[北海道警察本部相談課より]

落札商品が届かない、落札代金が払われないなどのインターネットオークションを使った詐欺に関する相談が、平成17年1月から5月末で既に平成14年の2.5倍にも増えています。

被害に遭わないよう十分気を付けましょう。

#### 受理件数

年	平成 1 4 年	平成 15年	平成 1 6 年	平成17年
件 数	1 4 5	3 0 9	4 8 0	3 5 7

平成17年は1月~5月



#### 被害予防のアドバイス ===

入札の際は、送付方法等を納得するまで質問し、誠意のない出品者とは取引きしない。 取引相手の住所、氏名、連絡先(自宅の電話番号)等を確実に確認する。

オークション事業者が提示する悪い評価の出品者とは取引を避ける。

相手を十分に確認できない場合、メールでの直接取引は避ける。

代金の支払いは料金着払いなど、安全性の高い方法を用いる。

エスクローサービス(商品と代金の仲介サービス)の利用を検討する。

商品が届かず連絡不明になった場合は、オークション業者に連絡するとともに、内容証明郵便で督促する。宛先不明で戻ってきた場合は警察に相談する。